

# 6. 長寿社会に向けた住まいづくり に関する問い合わせ窓口

## お問い合わせ先

■島根県土木部建築住宅課 松江市殿町1 TEL 0852-22-5222

■最寄りの 県土整備事務所 建築部 隠岐支庁県土整備局 建築部

住宅改造・福祉機器等については、住宅介護支援センター・最寄りの市町村役場・社会福祉協議会・介護研修センター・高齢者総合相談センター各保健所などでもご相談の応じます。

## 【住宅改修費の支給】

### ■住宅改修できる内容は…

限度額は20万円です。この範囲内の9割が保険給付されます。申請書には領収書とケアマネージャーなどが作成した「住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類」、完成後の状態が確認できる書類、借家の場合は所有者の承諾書などを添えます。バリアフリーのノウハウを持った事業者を選ぶことが大切です。

またそれ以前に病院の理学療法士、ケアマネージャー、在宅介護支援センターなどにどんな改修が適切か、相談してください。

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

介護保険法第45条第1項に規定する厚生労働大臣が認める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は、1種類とし、次に掲げる住宅改修がこれに含まれるものとする。

- 手すりの取り付け
- 床段差の解消
- 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- 引き戸等への扉の取り替え
- 洋式便器等への便器の取り替え
- その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

## お問い合わせは

### ■島根県介護研修センター

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 (いきいきプラザ島根内)  
TEL 0852-32-5950 FAX 0852-32-5952

### ■島根県介護研修センター石見分室

〒697-0016 浜田市野原町1826-1 (いわみーる内)  
TEL 0855-24-9332 FAX 0855-24-9333

### ■(財)島根県建築住宅センター

〒690-0883 松江市北田町35-3  
TEL 0852-26-4577 FAX 0852-25-9581